

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月20日

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会
理事長 谷 畑 英 吾

令和2年規則第 4 号

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則等の一部を改正する規則

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則(昭和57年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「、滋賀県市町村交通災害共済組合」を削る。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(一般財団法人滋賀県市町村職員互助会の所属所に関する規程の一部改正)
- 2 一般財団法人滋賀県市町村職員互助会の所属所に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条の表所属所の欄中

「彦根市犬上郡営林組合	
大滝山林組合	
滋賀県市町村交通災害共済組合	
中部清掃組合	
甲賀広域行政組合	
湖東広域衛生管理組合	
愛知郡広域行政組合	を
公立甲賀病院組合	
彦根愛知犬上広域行政組合	
滋賀県市町村職員研修センター	
八日市布引ライフ組合	
湖北地域消防組合」	

「彦根市犬上郡営林組合

大滝山林組合
中部清掃組合
甲賀広域行政組合
湖東広域衛生管理組合
愛知郡広域行政組合 に改める。
公立甲賀病院組合
彦根愛知犬上広域行政組合
滋賀県市町村職員研修センター
八日市布引ライフ組合
湖北地域消防組合」